

扶養の認定に必要な書類

区分			添付書類		
			(非)課税証明書 (または在学証明)	住民票	被扶養者とする理由書
同居して いなくても よい人	父母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	—	○
		60歳未満	○	—	○
	配偶者		—	—	—
	子	16歳以上	○	—	—
		16歳未満	—	—	—
	弟妹・孫	16歳以上	○	—	○
		16歳未満	—	—	○
	兄弟		○	○	○
同居して いなければ ならない人	義父母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	甥・姪	16歳以上	○	○	○
		16歳未満	—	○	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○

※結婚、出産、死亡等で被扶養者の増減があった場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」を健保組合へ提出することになっています。この場合、続柄を証明できる書類の添付を必要とすることがありますので、手続きをする前に、健保組合にご相談ください。